⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　総合評価に係る「施工計画」等が適正であること。

⑽　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑿　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次のイ～ハに掲げる条件を全て満たすこと。（設計業者が申込者の一員となる場合を含む。）

イ　公告日の前日までに完了した、ＲＣ造又はＳＲＣ造の６階以上の共同住宅における新築設計実績を有する者（共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。）。

なお、構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、構造上主要な部分にプレキャスト部材を使った設計実績であること。

ロ　平成17年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡を済ませた同種工事※の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上（２社）、20%以上（３社）の場合のものに限る。）

※同種工事とは、ＲＣ造又はＳＲＣ造の６階以上かつ、100戸以上の共同住宅の新築施工実績をいう。

ハ　設計業者を申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者。

ａ　当機構関東地区における平成27・28年度建築設計に係る一般競争参加資格の認定を受けている者で、一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　上記イの条件を満たす者。

②　共同申込みの場合は、次のイ～ハに掲げる条件を満たすこと。

イ　共同企業体の代表者は上記⑿①イ及びロの実績を有すること。

ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記⑿①ロのうち「100戸以上」を削除した実績を有すること。

ハ　設計業者を申込者の一員とする場合には、上記⑿①ハの条件を満たすこと。

⒀　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。）。

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成17年度から公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては上記⑿①ロに掲げる工事について、上記⒀①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの代表者以外にあっては上記⑿①ロ又は⑿②ロに掲げる工事について、上記⒀①の有資格者としての経験を有する者）であること。

ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種の工事の経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で上記⒀①の資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び単価見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⒁　高層住宅建物に係る設計計画が適正であること。（共同申込みの場合は、共同企業体として設計計画が適正であること。）

⒂　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　構造上主要な部分部（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⒃　平成25年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

①　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒄　低入札価格調査対象となった場合には、上記⒀に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒅　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒆　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⒅をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては、20％以上であること。

②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⒇　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記４⑵の申請書、資料及び単価見積書の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。）

なお、下記４⑵の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する企業の技術力、予定配置技術者及び施工計画等の評価項目、評価基準及び得点配分に基づき評価する（詳細は入札説明書参照）。

⑵　総合評価の方法　上記⑴の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点100点を与え、さらに良好な提案等に上記⑴により加算点（最大40点）を与える。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」「配置予定技術者」「施工計画」等をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑵によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。